

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令	法令の番号	平成10年政令第412号				
不利益処分の種類	介護員養成研修事業者の指定の取消し	根拠条項	第3条第3項				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第3項</p> <p>(2) 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平成24年3月28日老振発第0328第9号 厚生労働省老健局振興課長通知）</p> <p>(3) 佐賀県介護職員初任者研修事業指定要綱 第12条</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO	